

秋の一斉清掃を実施します

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、まちをきれいに
する秋の一斉清掃を実施します。地域、町内会で計画を立て、みんな
でごみを拾いましょう。

実施日 10月20日(日)

※地域や町内会によって実施日が違う場合がありますので、お住まいの町内会等にご確認ください。

一斉清掃に参加するときのお願い

- 回収するごみは、もえるごみ（紙類、繊維類、食物類、皮革類）、もえないごみ（金属、ビン類等）、ペットボトル、かんに分別してください。 ※一斉清掃では、リサイクル分別を行いません
- 町指定のごみ袋か、透明または半透明の袋を使用してください。肥料袋などは使用しないでください。
- 廃タイヤや廃家電など不法投棄されたものは、収集せずに下記担当までご連絡ください。現地確認の上、町で対応します。
- 家庭や町内会から出たごみの持ち込みは、絶対にしないでください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

別海町ごみの減量化大作戦! その46

「プラ容器」の正しい分別をチェック

「プラスチック製の容器包装」として排出されているごみの中に、たくさんの産業廃棄物や危険物が混入されています。

集められたごみは、職員が手作業で再分別し、機械で圧縮しており「プラスチック製の容器包装」以外のごみが混入していると、大変危険です。

また、産業廃棄物を一般廃棄物に混入させて排出することは法律で禁止されており、罰則があります。改めてルールを確認し、適切な分別と処理をお願いします。

産業廃棄物の例

畜産業、酪農業 家畜診療 等	搾乳器具、家畜用の注射器やカテーテル等の医療器具、 薬剤のびん、ポリ袋、農ラップ、ビニール手袋、ゴム手袋、 ゴム長靴、ガラスくず 等
漁業 等	漁網、救命胴衣、発泡スチロール、ポリ袋、ビニール手袋、 ゴム手袋、ゴム長靴、ガラスくず、浮き玉 等

絶対に入れてはいけないもの



※産業廃棄物は、処理業者へ直接持ち込むか、収集運搬許可業者へ運搬を依頼してください。

問合せ／町民生活担当
（内線1212・1213）

行政相談週間 特設行政相談所を開設します

特設行政相談所の開催

10月7日から13日は行政相談週間です。行政相談委員が、住民の皆さんからの行政に対する苦情や意見、要望等の相談に応じる相談所を開設します。気軽にご利用ください。

■日 時 10月8日(火)午前10時から正午

■場 所 東公民館 1階小会議室

■その他 事前予約は不要です。相談料は無料で、秘密は厳守されます。

相談例

- ・道路がでこぼこになっているので、補修して欲しい。
- ・通学路脇の沢に柵がなく、子どもが落下する危険があるので柵を設置してほしい。
- ・役所に相談したいが、どこの窓口に行けば良いのか分からない。

本町の行政相談委員

相談は、特設行政相談所以外でも随時受け付けています。教育や子育て、社会福祉に関することなど、困っていることやご意見ご要望がありましたら、行政相談委員へご連絡ください。

及川 實さん TEL 77-3051

小西美紀子さん TEL 75-3132

釧路行政監視行政相談センターでも相談を受け付けています。

【行政苦情110番】

(全国共通TEL0570-090-110)

をご利用ください。

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ



11月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

■申込先

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
各支所および各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

福祉課から

児童発達支援等の利用者負担額が無料になります

10月1日から、児童福祉法施行令の改正により3歳から5歳までの障がいのあるお子さんを支援するサービスの利用者負担額が無料になります。

この法改正により本町では、児童デイサービスセンター（児童発達支援）の利用者負担額が無料になりますが、このことによる新たな手続きはありません。

■無料となるサービス

- | | |
|----------------|---------------|
| (1)児童発達支援 | (2)医療型児童発達支援 |
| (3)居宅訪問型児童発達支援 | (4)保育所等訪問支援 |
| (5)福祉型障害児入所施設 | (6)医療型障害児入所施設 |

※本町では(2)から(6)のサービスを行っている事業所はありません。

■対象となる期間

満3歳になって初めての4月1日から3年間

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

上杉貞賞の推薦について

本町では、次のとおり「上杉貞賞」の被表彰者の推薦を募集しています。

この賞は、知的障がいのある方で社会貢献などにより、他の模範や励みとなった方を表彰するものです。該当となる方がいる場合は、ぜひ、ご推薦ください。

■募集期間

10月1日(火)から31日(木)

■推薦対象者

町内に居住する知的障がい者で、自立更生、善行、社会に貢献するなど、他の模範や励みとなった方

■推薦方法

所定の推薦書に記入し、下記担当に提出してください。

■被表彰者の決定

11月中に審査会を実施し、町長が決定します。表彰式は障害者週間（12月3日から9日）の間に行う予定です。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

※上杉貞賞は、名誉町民である上杉貞氏の遺徳をしのび、ご家族から福祉の向上に寄与することを目的に寄せられた資金「上杉貞賞基金」により実施しています。

除雪をしてくれる団体を募集

本町では、要保護世帯に対し、緊急時の避難経路確保を目的として除雪事業を行っていますが、近年は除雪作業団体の減少により除雪の実施に支障が生じています。

除雪事業を継続するため、右記のとおり除雪作業団体を募りますので協力していただける団体はご連絡ください。

■除雪期間

令和元年12月1日から令和2年3月31日

■除雪範囲

町内の市街地

■除雪日時

降雪10センチ以上のときに町からの指示により出動

■内 容

玄関先から公道までの人力除雪

■委 託 料

町の算出規定に基づく金額

■募集締切

10月31日(木)

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）